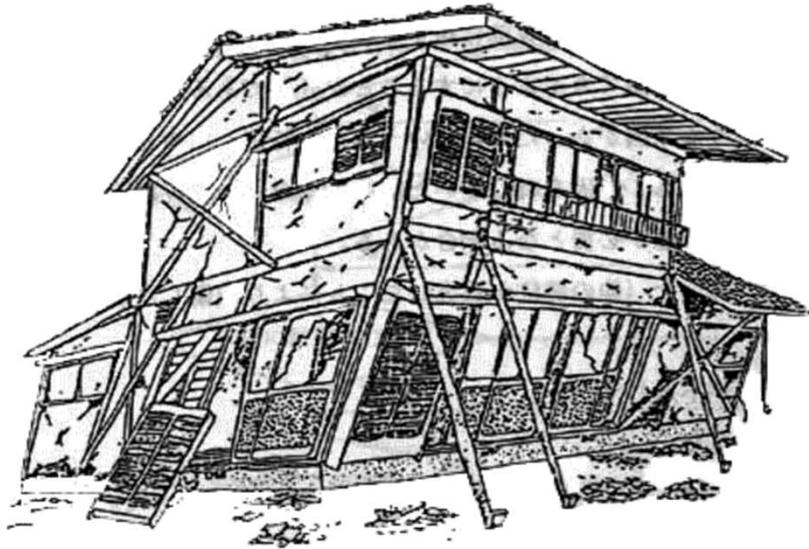


可児市建築物等耐震化促進事業費補助金

木造住宅耐震改修工事

耐震診断の結果はいかがでしたか？
耐震診断結果を踏まえ必要な方は
耐震改修工事を実施し、万一の地震
に備えましょう。



可児市 建設部 建築指導課

〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地
TEL(0574)62-1111 FAX(0574)62-1542
URL <http://www.city.kani.lg.jp/5585.htm>

1. 補助制度の内容

この制度は、地震に強い安全なまちづくりを目指し、地震発生時における既存建築物等の倒壊等による災害防止を促進する耐震対策を支援するもので、市と県(国が一部補助する場合有り)がその経費の一部を補助するものです。

2. 対象となる住宅

- (1)昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅であること。
- (2)木造住宅の所有者等が実施する耐震改修工事であること。
- (3)木造住宅耐震診断結果で評点が1.0未満と診断された住宅の改修工事。
- (4)岐阜県木造住宅耐震相談士による設計監理であること。

※ 上記以外にも詳細な条件(昭和56年6月1日以降に増築された場合等)がありますので、詳しくは建築指導課までお問い合わせください。

3. 補助金の額

一般改修を行った場合:補助金限度額 110万円

簡易改修を行った場合:補助対象限度額 84万円

改修方法	補助率	補助金額
一般改修 (評点1.0改修)	○補助対象経費が120万円以下の場合 改修工事費×40%+補助対象経費×50% ○補助対象経費が120万円を超える場合 改修工事費×40%+60万円	補助金限度額 110万円
簡易改修 (評点0.7改修)	○補助対象経費が120万円以下の場合 補助対象経費×61.5% ○補助対象経費が120万円を超える場合 補助対象経費×11.5%+60万円	補助金限度額 84万円

※補助対象経費(設計工事監理費+改修工事費)に消費税は含まれません。

耐震改修における評点とは？

評点1.0以上 建築基準法で求める耐力を有している。

評点0.7以上～1.0未満 学術研究において全壊率が大きく低減するとされている

注1)上記の補助額は一戸あたりの金額です。

耐震改修工事費が上記の限度額を上回った場合、その上回った部分については全て自己負担となります。

注2)補助の中には、国・県の補助金も含まれます。

4. 補助を受けられる方

市内にある補助対象となる木造住宅の所有者等の方

なお、下記に該当する方は補助を受けることはできません。

- ① 岐阜県及び可児市が行う他の補助金、貸金貸付及び利子補給金等を受けている方。

(ただし、岐阜県が実施する岐阜県住宅リフォーム利子補給金を除く。)

※補助対象経費が重複しない場合はこの限りでない。

- ② 市税の滞納のある方。

5. 補助の対象となる耐震改修工事

次の耐震改修工事が補助の対象となります。

- ①岐阜県木造住宅耐震相談士が建防協マニュアルに基づき実施した耐震診断の結果、上部構造評点が1.0、未満とされた木造住宅で改修後の評点が1.0以上となる耐震改修工事であること。
- ②岐阜県木造住宅耐震相談士が建防協マニュアルに基づき実施した耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満とされた木造住宅で、改修後の評点が0.7以上となる耐震改修工事であること。地震時に転倒の恐れのある家具等がある場合にあっては、耐震改修工事に併せて転倒防止対策を実施すること。

(注意)一般財団法人日本建築防災協会又は一般社団法人岐阜県建築士事務所協会が主催する「木造住宅の耐震診断と補強方法 木造住宅の耐震精密診断と補強方法(改訂版)」等(以下「建防協マニュアル」という。)に関する講習を受講し修了証の交付を受けている相談士が、建防協マニュアルに定める診断法に基づき耐震改修に関する設計及び工事監理を実施する耐震改修工事であることが必要です。

※岐阜県木造住宅耐震相談士とは、岐阜県内の建築士(一級・二級・木造)で建築士事務所に勤務する人の中で、講習会を受講した方を岐阜県知事が登録した者です。

6. 補助の申請手続き

① 事前相談

補助金の交付を受けたい方は、可児市役所建築指導課に事前相談をして下さい。

② 補助金の交付申請・実施計画書の提出

可児市役所建築指導課に『交付申請書』(規則様式第1号)と『実施計画書』(要綱様式第3号)を提出してください。

③ 補助金の交付決定

②の書類審査のうえ、適当と認めるときは『交付指令書』(規則様式第2号)を交付します。交付指令書の交付後に、実施計画書の内容に変更が生じた場合は『変更申請書』(規則様式第3号)を可児市役所建築指導課へ提出してください。審査のうえ『交付変更指令書』を交付します。

事業を中止する場合は『中止届出書』(要綱様式第7号)を提出してください。

④ 耐震改修工事 工事監理業務及び工事請負の契約

交付指令書の交付を受けてから、耐震改修工事を行う前に『岐阜県木造住宅耐震相談士』との工事監理に関する契約をして下さい。また、設計委託や工事請負について、業者と契約して下さい。

⑤ 耐震改修工事の実施・現場中間確認

木造住宅耐震相談士が耐震改修工事の工事監理をします。
また、**市の現場中間確認を実施**します。

⑥ 耐震改修工事の工事監理報告書(工事写真等)の受理

耐震改修工事完了ののち、木造住宅耐震相談士から『耐震改修工事の工事監理報告書』が提出されます。

⑦ 耐震改修工事費用の支払い

耐震改修工事費用を工事施工者(契約者)へ支払ってください。
この際、『領収書』を必ず受領してください。

⑧ 耐震改修工事の完了実績報告・現場完了確認

可児市役所建築指導課へ『実績報告書』(規則様式第4号)と『完了実績報告書』(要綱様式第10号)を提出してください。

上記の提出があった後、**市の現場完了確認を実施**します。

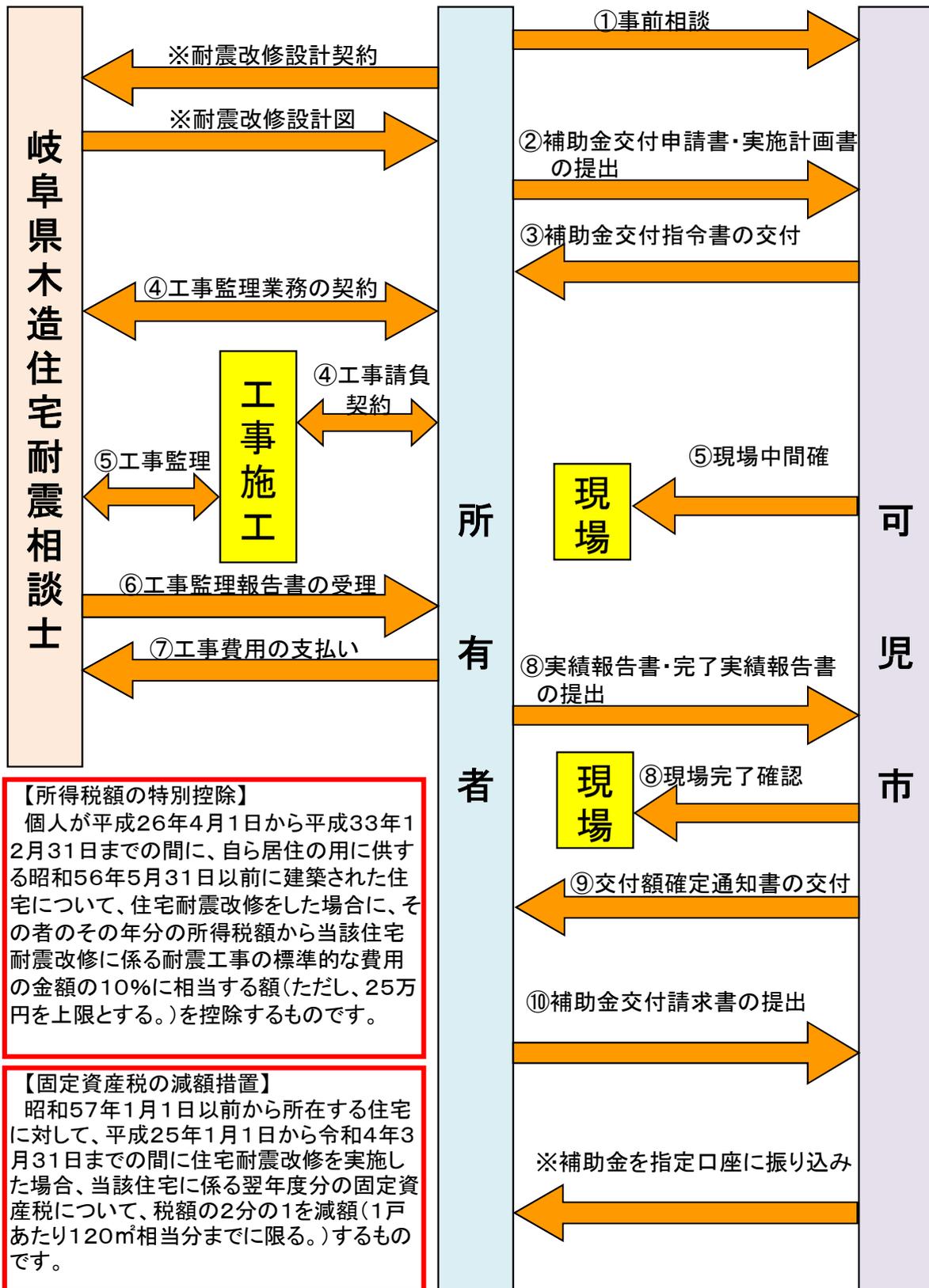
⑨ 補助金の額の確定

⑧の書類審査・現場完了確認のうえ、適当と認めるときは『交付額確定通知書』(規則様式第5号)を交付します。

⑩ 補助金の交付

⑨の『交付額確定通知書』の額を確認のうえ、『交付請求書』(規則様式第6号)を提出してください。あなたの指定口座に補助金を振り込みます。

7. 耐震改修工事の流れ



【申込先及び問合せ先】

可児市役所 建設部 建築指導課 TEL 0574-62-1111